

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年12月から9年12月までは36万円、10年1月から同年4月までは38万円、同年5月から11年4月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで

私は、昭和57年4月1日から平成11年4月30日までの期間、A社で勤務していたが、ねんきん定期便において、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際にもらっていた給与額より低い金額で記録されていることに気が付いた。同社の給与明細書の一部及び源泉徴収票があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年12月、9年1月、10年1月、同年3月から同年7月までの期間及び11年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から8年12月及び9年1月は36万円、10年1月、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月から同年7月までの期間及び11年1

月から同年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

また、給与明細書が無い平成9年2月から同年12月までの期間、10年2月及び同年8月から同年12月までの期間は、申立人が提出した9年分及び10年分の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、9年2月から同年12月までは36万円、10年2月は38万円、同年8月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年3月15日は18万円、21年3月15日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月15日
② 平成21年3月15日

私は、ねんきん定期便を確認した際に、平成17年3月15日及び21年3月15日の賞与の記録が無いことに気付いた。事業所に確認したところ、賞与の届出を失念したと説明を受けた。厚生年金保険料を控除されているので、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は、平成17年3月15日は25万円、21年3月15日は28万5,000円とされているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年3月15日は18万円、21年3月15日は21万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年4月1日から同年5月31日までの期間においてA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の資格喪失日が同年5月31日となっており、同社での厚生年金保険の月数が1か月となっている。同年4月分及び同年5月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人が所持する同社に係る給与明細書により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付していないと回答している上、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から、事業主が平成10年5月31日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年1月28日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から6年1月28日まで
厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成5年8月31日になっているが、申立期間も継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社における申立人に係る資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年1月28日）に、遡って5年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、同年8月31日と記録されている上、申立人と資格喪失日が同日の同僚28人は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に、申立人と同様に遡って同年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であり、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が、平成5年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、

申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた6年1月28日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該喪失処理前の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、C社のグループ企業で勤務していた期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていないが、当該期間はA社B工場からD社へ転勤した時期であり、継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がC社のグループ企業で継続して勤務し（昭和40年9月1日にA社B工場からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は平成13年11月30日に解散後、同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であるため供述を得ることができないが、事業主が資格喪失日を昭和40年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から 58 年 8 月 27 日まで
② 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 12 月 16 日まで
③ 平成 9 年 7 月頃から 15 年 12 月頃まで
④ 平成 18 年 5 月頃から 20 年 6 月頃まで

申立期間①について、私は、当該期間も A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、昭和 55 年 8 月 31 日に資格喪失となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間②について、昭和 59 年 5 月 1 日に B 社に入社し、途中で関連会社である C 社に異動し、60 年 12 月 15 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、B 社において 59 年 8 月 1 日に資格喪失となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間③について、平成 9 年 7 月頃、当時、派遣されていた会社の紹介で D 社に入社し、15 年 12 月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間が無い。

申立期間④について、私は、E 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間が無い。

調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社が提出した人事記録によると、申立人の入社日は昭和 55 年 7 月 26 日、退社日は同年 8 月 30 日となっており、オンライン記

録における厚生年金保険の記録と符合している。

また、A社は、「提出した人事記録のほかに、申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料は無い。」と回答している上、複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、継続してB社又は関連会社であるC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間においてB社又はC社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった上、同僚の一人は、「確かに、申立人は、B社からC社に異動したと思うが、勤務した期間は、両社の期間を合わせて3か月間程度であった。」と供述している。

なお、商業登記簿謄本によると、C社は、昭和58年7月1日に設立されているが、オンライン記録によると、同社は、60年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社の設立時に異動したとする同僚は、58年7月1日から60年7月1日までの期間について、B社において被保険者となっていたことが確認できる。

また、B社は、「当時の資料は保存していない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたと主張しているところ、同社は、「期間は不明であるものの、申立人が、個人外注として当社の業務を行っていたことは確認できた。」と回答している。

しかしながら、D社は、「このほかに申立人に係る資料は無いことから、申立人は当社の社員ではなかったものと思われる。また、個人外注の者は、個人事業主であるため、当社で厚生年金保険に加入させることはない。」と回答している。

申立期間④について、申立人は、E社に勤務していたと主張しているところ、同社が提出した契約期間一覧によると、申立人が、契約社員として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の契約期間一覧によると、申立人の勤務期間は、申立期間④より前の平成17年12月8日から同年12月31日までの期間であり、E社は、「この期間のほかに、申立人が当社の社員であったことは無い。」と回答している。

また、E社は、「当社では、正社員であっても契約社員であっても、入社後3か月間は、試用期間として厚生年金保険には加入させていない。」と回答しており、同社が提出した平成17年度総勘定元帳によると、申立人への給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、F市の回答によると、申立人は、申立期間④において国民健康

保険に加入していることが確認できる。

申立人は、申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月頃から35年5月頃まで
② 昭和41年2月1日から45年4月4日まで

私は、申立期間①において、A県にあったB社に勤務していた。

また、申立期間②において、C社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

私は、次の会社を決めてから転職していたし、会社が厚生年金保険に加入していない場合は、国民年金に切り替えるようにしていたので、被保険者期間が長期間にわたり欠落することは考えにくい。

調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、B社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、類似する名称の複数の事業所において、申立期間①及びその前後の期間に被保険者であった複数の者に照会したものの、申立人を知っているとする者はおらず、申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和34年3月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②においては適用

事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間②において勤務していたとする同僚は、「C社では、昭和34年3月15日以降は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 8 月に A 社に入社し、B 職として勤務していた。57 年 10 月の標準報酬月額が、それまでの 26 万円から 20 万円に大幅に下がり、以降、平成元年 9 月まで、標準報酬月額は 26 万円を下回っている。当時は、バブル期で労働組合は会社と交渉を行っており、毎年給料はアップしていたはずなので、厚生年金保険の記録を給料の総支給額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、A 社は、平成 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の生年前後 2 年以内の者を 23 名抽出して検証したところ、申立期間において前年より標準報酬月額が低くなっている者が 21 名見受けられる。

さらに、C 健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額は、遡って減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料

が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
私は、A社を退職する際に、最後の1週間は有給休暇を取得し、月末付けで退職した。私が所持する平成 13 年 2 月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を、月末である平成 13 年 2 月 28 日付けで退職したと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 13 年 2 月 20 日となっている。

また、申立人はA社において最後に支給された給与に係る給与明細書（平成 13 年 2 月分）を所持しているが、A社では、給与の計算方法として、毎月 20 日締め 25 日払いとしていることが、申立人の所持する雇用契約書により確認でき、上記給与明細書に記載されている給与額は、雇用契約書に記載された 1 か月分であることから、平成 13 年 2 月 20 日までのものであり、申立期間に係る給与についての記載は無いことから、申立期間の勤務実態が確認できない。

さらに、A社の元経理担当者によると、同社は、厚生年金保険料を翌月に支給する給与から控除していたと述べており、現に、申立人が所持する在籍期間の給与明細書からもそのことが確認できることから、平成 13 年 2 月分の給与明細書に記載されている保険料は、同年 1 月の厚生年金保険料であると考えられ、申立期間の保険料控除は確認できない。

加えて、A社の元事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の

勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答しており、申立期間当時の同僚からも、申立人の同社における退職時の具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。